

小児慢性特性疾病医療受給者証の記載内容の変更について

受給者証の「指定医療機関」欄の記載内容の変更について

盛岡市が発行する受給者証の「指定医療機関」欄には、これまで申請された全ての指定医療機関名を記載しておりましたが、

令和6年7月1日（または令和6年度更新時）より

「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」という記載に変更します。

これに伴い、「児童福祉法」に基づき指定された、全国の指定小児慢性特定疾病医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業者）であればどこでも受給者証を使用し、医療費助成を受けることができます。

指定医療機関の追加・変更の申請が不要に

これまでは受給者証に記載のない医療機関を受診される際に、医療機関追加・変更の申請が必要でしたが、令和6年7月1日以降は不要となり、現在お持ちの受給者証をそのまま使用できます。

受給者証の記載内容の切り替えについて

新規・変更申請があった方については、令和6年7月1日から順次新しい記載内容に切り替えて発行します。令和6年度更新の受給者証（有効期間が令和6年10月1日～令和7年9月30日）については、全ての方が新しい記載内容に切り替わる予定です。

その他の留意事項について

- ①受給者証の利用方法はこれまでと変更ありません。
- ②指定医療機関ではない医療機関での受診などは医療費助成の対象にはなりません。
- ③指定医療機関において、受給者証に記載された疾病及びこれに付随して発生する傷病に関する医療のみが医療費助成の対象になります。
- ④盛岡市の指定医療機関は、盛岡市公式ホームページに掲載されている一覧をご確認ください。

<URL>

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/iryohikyufu/1016955/1003830.html>

指定医療機関の皆さまへ

これまで指定医療機関より受給者に対し、保健所への医療機関追加等の申請をご案内しておりましたが、令和6年7月1日以降はこのような案内は不要になります。

【お問い合わせ先】 盛岡市 子ども未来部 母子健康課 019-603-8304（直通）